沼政生第 255 号令和6年3月21日

地方自治に民主主義を求める会 代表 吉田 由美子 様

沼津市長 報 重 秀



公開質問状について (回答)

令和6年3月1日付提出がありました公開質間状について、下記のとおり回答いた します。

記

- 1 市有地の適正な管理、公平公正な扱いについて
- (1)山下市議を「不当利得」だと決めつけ訴訟を起こした行為が、他の事例と比べ公平・公正ではないと質問しましたが、答えになっていないと思いますので、再度質問します。
- 山下氏以外に不当利得返還の訴訟を市民に対しおこなった事例はありますか?

【回答】

不当利得を得た本人ではなく、連帯保証人に対して請求したものですが、平成22年度に、不当利得金連帯保証債務履行請求事件として1件提訴しています。また、不当利得の返還請求ではありませんが、土地や建物の賃料未払いの場合に、契約を解除し、法律上の根拠がない占有をした案件について、土地建物の明け渡しを請求するとともに、明渡し日までの賃料相当額について使用損害金として請求した訴訟は多数事例があります。

2)他の議員で私有地のなかにある官地を使用した事例にはどう対応されますか?

【回答】

令和6年1月15日付け沼政生第185号 1(1)にて回答したとおりです。

- (2)話し合いによる解決が進まなかった要因として、山下氏の「不当利得」だという主張に市が固執している点にあると考えます。この市の認識が事実認識においても、法的にも間違っているのではないかと思慮しますのであらためて質問します。
 - 1) なぜ山下氏の不当利得となるのか、見解を明らかにしてください。

【回答】

係争中ですので、回答を控えさせていただきます。

2)回答では、「本市においても、話し合いによる解決が望ましいと考えていたことから、・・本市側からの呼びかけに応じていただけませんでした。」としていますが、話し合い・協議とは、両者が互いの異なる主張に耳を傾けることからスタートすべきものです。本件土地が市の所有地であることを前提にした上で、金額の相談には応じるという申し出は、話し合いの姿勢ではなく一方的に山下氏に譲歩を迫るものです。山下氏がそのような提案を受け入れられないのは当然であり、これを話し合いの呼びかけと呼ぶのは詭弁でしかありません。

つまり市側は、誠意を持った真の意味での話し合いをするつもりは最初から なかったと言えますが、いかがでしょうか。

【回答】

令和6年1月15日付け沼政生第185号 1 (2) にて回答したとおりです。

3)裁判が始まり、争点の一つとして山下氏の時効取得が成立する可能性が高いことが浮上しました。市は時効取得も検討したうえで訴訟を起こしたのですか?現時点でどうお考えですか?

【回答】

係争中ですので、回答を控えさせていただきます。

(3)市の回答にある「山下市議のご尊父を含め」については否認します。また、「当初は、相手方も市有地であることを認識しているとの発言をされておりました」についても否認します。一連の議事録を読みましたが山下氏は一貫して所有権を主張しています。

本件問題の土地について、2022年10月の市議会全体会議時点での市の 認識は「該当の土地につきましては、申し訳ありません。うちの方で持ってい るという把握は申し訳ないけどしていませんでした。一体利用されているため そこに土地があるというのが、今回初めて先ほど立ち会ったときに揚木機場と の間にということで測ってはっきりした位置が分かった」(道路課)と述べてい ます。それが数日もたたぬうちに「不当利得」という判断に至っています。

あらためてお伺いします。

なぜ、当時、山下氏と本件土地の経緯について、最初に事実資料を基に山下 氏と所有関係を調べ、話し合いによる解決を図ろうとはしなかったのですか?

【回答】 令和6年1月15日付け沼政生第185号 1(3)にて回答したとおりです。

2 裁判に多額の血税を費やすことについて

回答では「将来に向けて、市有地の適正な管理を図っていくためにも必要な 経費である」としていますが、全く納得がいきません。

市有地の適正な管理というのであれば、まず全市有地についての状況を調査 することから始めるべきではありませんか。そして、市有地を占有・使用して いるケースがあれば、市民からの申し入れがないからと放置するのではなく、 市民との協議を市から積極的に進めるべきです。それこそが市有地の適正な管 理と言えるのではありませんか。山下氏に対して不当利益として請求すること が市有地の適正な管理につながるとはとても考えられません。そして、請求額 を上回る費用をかけることが、なぜ「市有地の適正管理のための必要な経費」 となるのですか?

【回答】

本来なら話し合いで解決したいところですが、話し合いの場が持てず訴状を 提出しており、税金支出については、本件を放置させないためにも必要な経費 であると考えています。

3 監査委員の意見について

裁判をする権利一般のことを問うているのではありません。市に訴訟権があることを踏まえても、その行使が「根本的解決にならない」と監査委員が指摘していることが重要です。

あらためて伺います。

本件訴訟が「根本的解決にならない」、「協議をまとめる努力を、双方がなお 一層続けること」との指摘を市長はどう考慮されたのですか? 根本的解決とは、どのようなこととお考えですか?

【回答】

令和6年1月15日付け沼政生第185号 3にて回答したとおりです。

4 市政の情報開示に関して

「事務事業の遂行上必要な文書のみ保存期間を延長することができる」と回答されています。市有地の根拠となる契約書、売買代金の動きの書類、土地収用に関する証明書などは一体で保存することが、事務事業の遂行上必要だと考えますが、一部「保存されていない」とされて情報開示されないことは不適切ではないですか?

この点についてあらためてお答えください。

「公有財産の取得、処分等を行うための決裁文書」は県内の他市(静岡市、 浜松市、富士市、三島市)では永年保存とされていますが、なぜ沼津市だけ3 0年保存としたのですか?

[回答]

公文書の保存期間の設定については、各自治体の裁量に委ねられているところであり、文書の性質毎に保存期間を分けているため、県内市町においても一律ではありません。

本市においては、国等の保存期間の状況を踏まえ、「公有財産の取得、処分等 を行うための決裁文書」の保存期間を30年と設定しているものです。